

新熱海市役所の地球にやさしい
オフィスプラン21
(地球温暖化対策実行計画 事務事業編)

2023年4月

熱海市

市民生活部 協働環境課

■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 計画期間・基準年度	
(3) 対象	
(4) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 温室効果ガス総排出量	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	10
(1) 庁内体制	
(2) 点検体制	
(3) 進捗状況の公表	

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣

言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

本市においては齊藤市長が 2022 年 9 月 28 日熱海市議会 9 月定例会の所信表明演説において、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。そして 2022 年 11 月 14 日に本市と熱海ガス(株)とのゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定を締結し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めています。

年	月	内容
1999（平成 11）	4 月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行
2015（平成 27）	9 月	「持続可能な開発目標（SDGs）の公表
2016（平成 28）	5 月	「地球温暖化対策計画」の閣議決定
	11 月	「パリ協定」の発効
2018（平成 30）	10 月	IPCC が「1.5℃特別報告書」を発表
	11 月	「気候変動適応計画」の閣議決定
	12 月	「気候変動適応法」の施行
2019（令和元）	6 月	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定
2020（令和 2）	10 月	国が 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロの宣言

2021 (令和 3)	4 月	国が 2030 (令和 12) 年度の温室効果ガス削減目標として 46%削減 (2013 (平成 25) 年度比) とすることを宣言
	8 月	IPCC が「第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書」を発表
	10 月	改訂した「地球温暖化対策計画」「気候変動適応計画」「第 6 次エネルギー基本計画」の閣議決定
2022 (令和 4)	4 月	「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」の施行
	9 月	齊藤市長が 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を宣言
	11 月	本市と熱海ガス(株)とのゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定を締結

2 基本的事項

(1) 目的

熱海市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「熱海市事務事業編」という。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、熱海市役所が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

地球温暖化対策推進法

(地方公共団体実行計画等)

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2~12 (略)

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第 9 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

16~17 (略)

(2) 計画期間・基準年度

計画期間は、2030 年度までを計画期間とします。基準年度につきましては、実績として把握可能な直近の 2019 年度とします。

なお、計画の内容について、社会情勢の変化や技術的進歩等により、必要に応じ

て見直しを行うものとしします。

項 目	年 度									
	2019	…	2022	2023	…	2026	…	…	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 見直し			計画 見直し			目標 年度	
計 画 期 間				→						

(3) 対象

① 対象とする温室効果ガス

熱海市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項において 7 種類が定められていますが、本計画で対象とする温室効果ガスは、最も一般的で地球温暖化への影響が大きく、かつ、日本で排出される温室効果ガスの約 9 割を占める二酸化炭素（CO2）とします。

温室効果ガスの種類	主な発生源
二酸化炭素（CO2）	ガソリン、灯油、重油、プロパンガス等の化石燃料の燃焼、電気事業者から供給された電気の使用

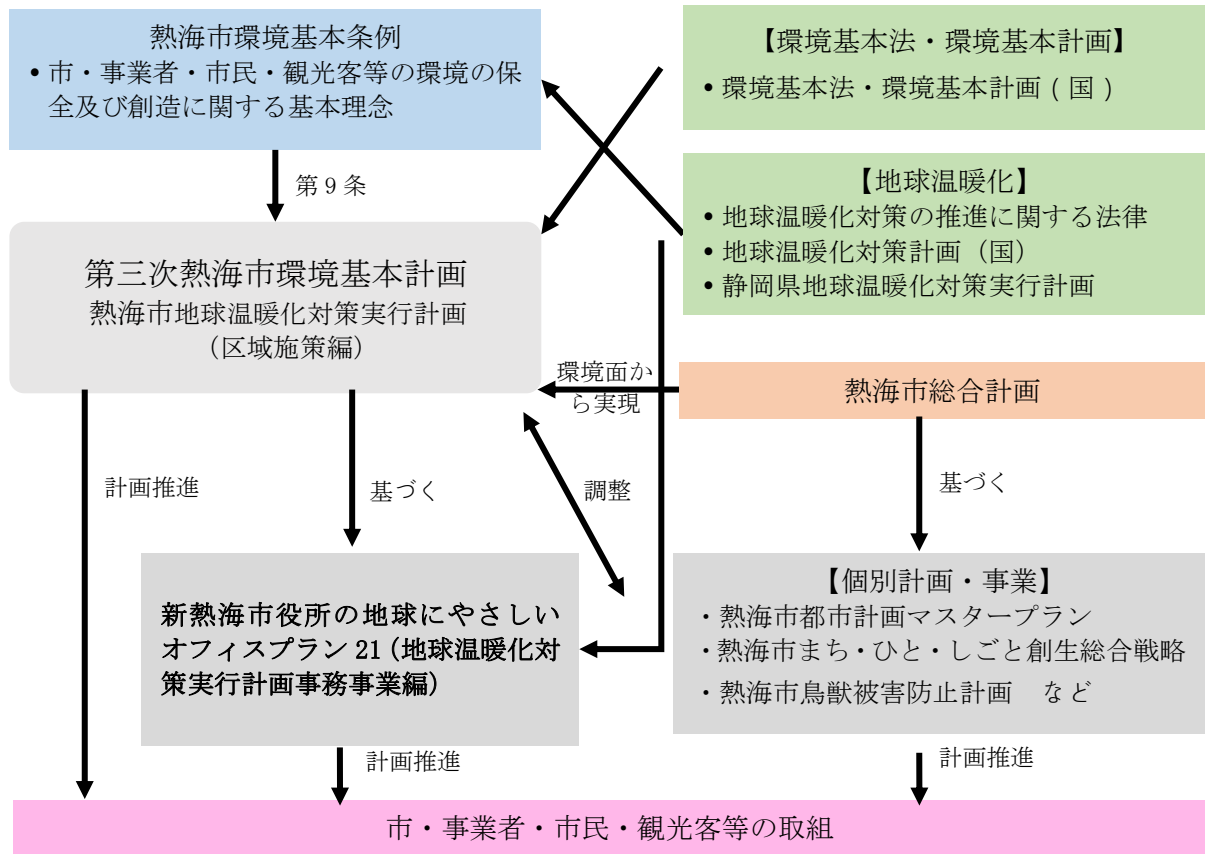
② 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、熱海市役所の全ての事務及び事業とし、指定管理者制度の施設を含む全ての市有施設を対象とします。

(4) 上位計画及び関連計画との位置付け

熱海市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、第三次熱海市環境基本計画及び熱海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に即して策定します。



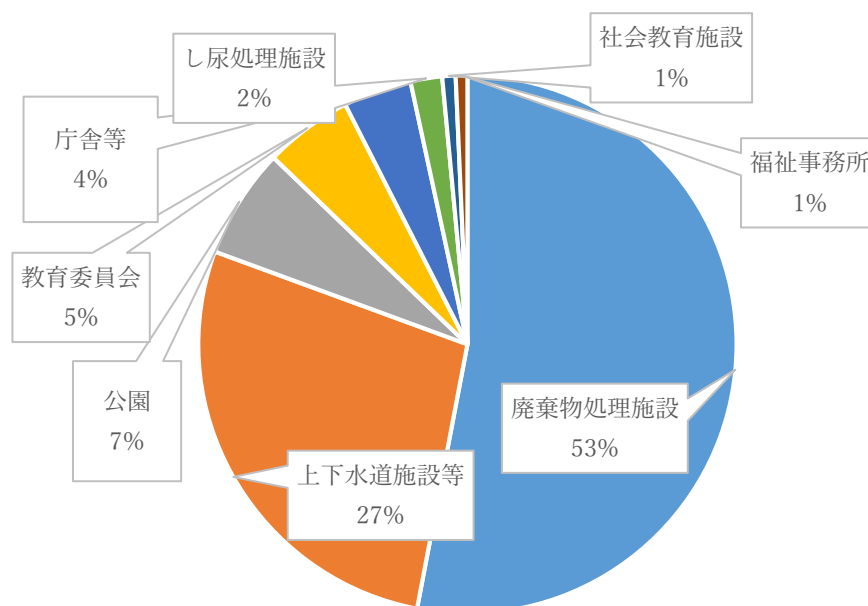
3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

熱海市役所の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は基準年度である2019年度において19,347 t-CO₂となっています。

		使用量		排出量	
電気		kWh	18,302,714.0	t-CO ₂	8,365.2
燃料（公用車以外）	ガソリン	L	1,333.0		3.5
	灯油	L	115,165.0		286.9
	軽油	L	1,719.0		4.5
	A重油	L	645,465.0		1,749.0
	LPG	kg	23,796.9		66.3
	都市ガス	Nm ³	247,148.8		552.2
	燃料（公用車）	ガソリン	L		45,025.0
	軽油	L	30,840.0		79.7
一般廃棄物の焼却	可燃ごみ	t	19,527.0		8,132.0
合計					

施設別では、廃棄物処理施設が全体の 53%を占め、次いで上下水道施設等が 27%、公園が 7%、教育委員会が 5%となっています。



(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

熱海市役所の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として以下のとおり挙げられます。

①増加要因

- 日常の生活環境の変化に伴うエネルギー消費量の増加
- 記録的猛暑や寒波に伴うエネルギー消費量の増加
- コロナ禍による仕事環境の変化に伴うエネルギー消費量の増加
- 人口減少による個食化や核家族化に伴う廃棄物焼却量の増加

②減少要因

- コロナ禍による観光客減少に伴う廃棄物焼却量の減少
- コロナ禍による幼稚園、保育園、小学校及び中学校の休校に伴うエネルギー消費量の減少や各種イベントの中止に伴う減少
- し尿処理施設の閉鎖によるもの（2020年度）
- クールビズやウォームビズの実行によるエネルギー消費量の減少

4 温室効果ガスの排出削減目標

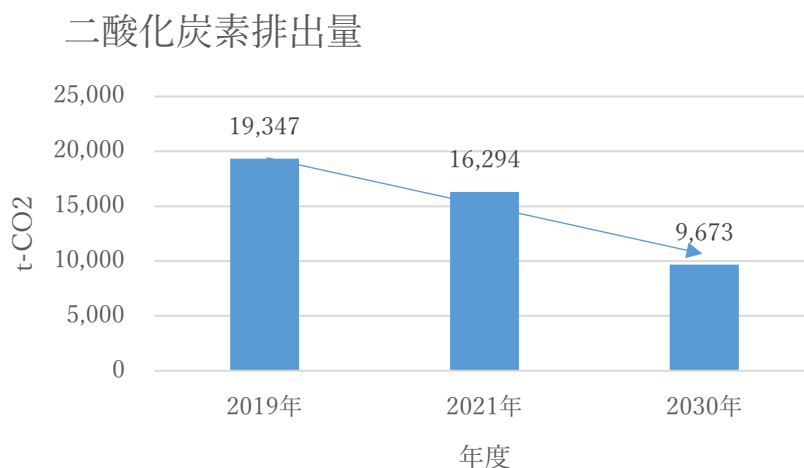
(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえ、熱海市役所の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量削減目標を設定します。

項目	基準年度（2019年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	19,347t-CO ₂	9,673t-CO ₂
削減率	—	50%

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に基準年度（2019年度）比で50%以上削減することを目標とします。



5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリン等の燃料使用量の削減を重点的に取り組むとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入していきます。

(2) 具体的な取組内容

① 職員の日常の取組

(ア) 電気使用量の削減

i 照明の使用

- 始業前、昼休み及び残業時間等、業務に支障のない範囲で不要な照明を消灯します。
- 使用していない会議室、トイレ等は消灯します。

ii 電気機器等の使用

- 昼休み等は、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切るよう努めます。
- コピー機等の事務用機器は、節電・待機モードに切り替わるように設

定します。

- 使用していない電気機器等の電源プラグを抜きます。
- エレベーターの使用を控え、できるだけ階段を利用します。
- 自動販売機の消灯、保冷保温停止時間を延長するように努めます。

iii 冷暖房・空調機器の管理

- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- カーテンやブラインド等を適切に使用し、冷暖房の負荷軽減を図ります。
- クールビズやウォームビズの推進により、事務室内の適正温度を保ちます。

iv 業務の効率化・労働時間の短縮

- デジタル技術の活用により、デジタルトランスフォーメーション (DX) を推進することで、作業等の自動化、効率化を進め、さらなる省資源化、省エネ化を進めます。
- 事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図ります。
- ノー残業デーを遵守し、定時退庁を徹底します。

(イ) 燃料使用量の削減

i 公用車の合理化、走行抑制

- 公用車の効率的な利用に努めます。
- 近距離移動の場合は、積極的に徒歩とするよう努めます。
- 業務上可能な場合には、相乗りすることとします。

ii エコドライブの徹底

- 経済走行に努め、急発進、急加速を自粛します。
- 不要な荷物は積まないようにします。
- タイヤの空気圧を適正に保つなど、定期的に車両の整備点検を行います。

(ウ) 資源の有効活用

i ペーパーレス化の推進

- 会議等で使用する資料の簡素化や、作成部数の適正化を図ります。
- 会議等では、プロジェクターやパソコン等を活用し、ペーパー資料の削減に努めます。
- 庁内の情報共有には、グループウェアやファイルサーバ等を活用し、ペーパーレス化、文書及び資料の共有化を推進します。

- 両面印刷、集約印刷を徹底します。
- ミスコピー紙等の裏面利用等の再利用を徹底します。
- 報告書や計画書等の文書はホームページ等を利用し、発行部数を削減します。

ii ごみの減量化、リサイクルの推進

- 各種印刷物は、作成部数の見直しを徹底し、作成部数を必要最小限とします。
- ごみの発生抑制、分別の徹底を図ります。
- 公文書の廃棄は溶解による紙資源のリサイクルを推進します。
- 庁内から発生する紙資源は、雑がみ回収によるリサイクルを推進します。
- 庁舎等の施設利用者やイベント参加者にごみの発生抑制、ごみの分別を呼びかけます。
- 物品等は計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。
- 物品等の調達にあたっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品を積極的に調達します。
- 備品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。
- 各職場で不要になった物品等の再使用に努めます。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジの再利用を図ります。
- マイバックやマイボトル等の使用を推進します。

(エ) その他

- ナッジ(注 1)の考え方にに基づき、職員一人ひとりが省エネルギーに繋がる選択ができるような情報提供を行い、省エネ等の効果的な行動変容を促進します。

(注 1)行動科学の知見から、望ましい行動をとれるよう人を後押しするアプローチのこと。

- 業務委託等により、公共施設に常駐する者に対し、省エネルギー対策や節電対策への理解や協力を求めます。

② 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入及び省エネ機器への切替え

- 公共施設の新築、改築及び設備の入替えをする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、省エネ性能の高い施設設備を整備し、適正な管理に努めます。
- 公用車の更新時に、次世代自動車(注 2)の率先転換を図ります。

(注 2)次世代自動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車

- 公共用地の緑化（みどりを育て守る条例(昭和 52 年熱海市条例第 3 号)）を推進します。
- 照明の更新の際は、省エネルギータイプの機器（例：使用頻度の低い場所には、人感センサー付 LED 電球）の導入を推進します。
- ③ グリーン購入（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）・グリーン契約等（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律）の推進
 - 電気や都市ガスの供給を受ける契約にあっては、排出量係数や再生可能エネルギー由来の電気、ガスを導入するなど、環境に配慮したエネルギー受給の契約に努めます。
 - OA 機器や電気製品等の物品の購入、レンタル又はリースをする際には、国際エネルギースタープログラム適合製品や省エネルギー基準達成率の高いもの、環境負荷の少ないものの導入に努めます。
 - 事務用品は、詰替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
 - 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品（環境配慮型物品）を購入します。
 - 部品等を部署間で融通することにより、複数購入を避けるように努めます。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 庁内体制

以下の庁内体制により、計画の着実な推進と進行管理を行います。

① 推進会議

地球温暖化対策を所管とする部に属する事務を担当する副市長を会長とする推進会議において、計画の点検及び見直しを行います。

② 幹事会

推進会議は、必要に応じて幹事会を設置できることとし、幹事会は総務課長、協働環境課長、公園緑地課長、長寿介護課長、水道温泉課長、学校教育課長、生涯学習課長その他会長が指名する者をもって構成することとします。

③ 事務局

事務局は地球温暖化対策担当室とし、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(2) 点検体制

事務局は、推進会議をとおり、定期的に進捗状況の把握を行うとともに、年 1 回の点検評価を行います。

(3) 進捗状況の公表

計画の推進状況、点検評価及び、温室効果ガス排出量については、年 1 回、市ホームページ等で公表します。